# 安全の手引き

~ACT※にお住まいの邦人の皆様へ~





在オーストラリア日本国大使館 領事部

# 目次

| I.はじめに                       | 4   |
|------------------------------|-----|
| Ⅱ. 防犯の手引き                    |     |
| 1. 防犯の基本的心構え                 | 4   |
| 2. 犯罪発生状況                    | 5   |
| (1)犯罪発生件数及び発生率               | 5   |
| (2)ACTにおける犯罪の傾向と対策           | 5   |
| 3. 防犯のための具体的な注意事項            | 6   |
| (1)住居について                    | 6   |
| (2)外出時において <sub></sub>       | 7   |
| (3) 車を運転する場合において             | 7   |
| (4)犯罪に遭遇した場合において <sub></sub> | 8   |
| (5)日常生活                      | 8   |
| 4. 交通事情と事故対策                 | 9   |
| (1)交通事情                      | 9   |
| (2)交通事故の現状・原因・対策             | 1 0 |
| 5. テロや誘拐等の脅威について <sub></sub> | 1 4 |
| (1)豪州におけるテロ情勢                | 1 4 |
| (2)誘拐事件の発生状況 <sub></sub>     | 1 4 |
| (3)日本人・日本権益に対する脅威            | 1 4 |
| 6. 日常生活における注意事項              | 1 5 |
| (1)危険な動植物について                | 1 5 |
| (2) 習慣の違いによるトラブル <sub></sub> | 17  |
| (3)森林火災(Bush Fire)について       | 17  |
| (4)感染症について <sub></sub>       |     |
| 7. その他の注意事項                  | 1 9 |
| Ⅲ.緊急事態対処マニュアル                |     |
| 1. 平素の準備と心構え                 | 1 9 |
| 2. 緊急時の行動                    |     |
| (1)基本的心構え                    | 1 9 |
| (2)情報の把握                     |     |
| (3)緊急時の NHK 短波ラジオ周波数         | 2 0 |
| (4)大使館の取り組み                  | 2 0 |
| 3.緊急連絡先                      | 2 1 |
| (1)在オーストラリア日本国大使館            | 2 1 |
| (2)生命の危険など緊急時                | 2 1 |
| (3)警察                        | 2 1 |
|                              |     |

| (4) | 消防          | 2 1 |
|-----|-------------|-----|
| (5) | 保健省         | 2 2 |
| (6) | 病院・G P      | 2 2 |
| (7) | 家庭内暴力関連     | 2 2 |
| (8) | メンタルヘルスケア関連 | 2 2 |
| (9) | 観光案内関連      | 2 2 |
| (10 | ))航空会社      | 2 3 |
| (11 | し)その他       | 2 3 |

#### I. はじめに

豪州は世界の中で比較的治安の良い国と見られ、その主要都市の中でも、キャンベラを中心とする首都特別地域(ACT: Australian Capital Territory)は、自然豊かで各省庁、機関等の本部が集まり、計画的に街作りが進められ、よく整備された環境となっています。しかしながら、日本と比べ、一般犯罪の発生率は高くなっており、日本にいるような感覚でいると不意に置き引きや窃盗などに遭遇することもあり、油断は禁物です。

この「安全の手引き」をご覧になり、皆様の安全のために役立てていただければ幸いです。

なお、<u>在オーストラリア日本国大使館は、その管轄地域を「ACT(首都特別地域)」</u>としています。豪州の各州・各都市の安全情報等は、管轄する総領事館のホームページをご覧いただくか、下記までお問い合わせ下さいますようお願いいたします。

| 管轄州       | 総領事館             | ホームページ                            | 電話番号(代表)     |  |
|-----------|------------------|-----------------------------------|--------------|--|
| NSW 州、    | 在シドニー総領事館        | https://www.sydney.au.emb-        | 02-9250-1000 |  |
| NT (北部準州) | 任ノドー・松唄寺郎        | japan.go.jp/itprtop_ja/index.html | 02-9230-1000 |  |
| VIC州、SA州、 | 在メルボルン総領事館       | https://www.melbourne.au.emb-     | 03-9679-4510 |  |
| TAS 州     | 仕メルハルノ総関争略       | japan.go.jp/itprtop ja/index.html | 03-9079-4510 |  |
| QLD 州     | カブリフ ぶい 紗 価重館    | https://www.brisbane.au.emb-      | 07-3221-5188 |  |
| קבט און   | 在ブリスベン総領事館  <br> | japan.go.jp/itprtop_ja/index.html | 07-3221-3100 |  |
| QLD 州(ケアン | 在ケアンズ領事事務所       | http://www.brisbane.au.emb-       | 07-4051-5177 |  |
| ズ周辺)      | 1年7 アンヘ映争争伤別     | japan.go.jp/jp/about/cairns.html  | 07-4031-3177 |  |
| WA Jul    | 在パース総領事館         | https://www.perth.au.emb-         | 08-9480-1800 |  |
| WA 州      | 1エハーヘ応限争略        | japan.go.jp/itprtop ja/index.html | 00-3400-1600 |  |
| ACT       | 在オーストラリア日本       | https://www.au.emb-               | 02-6273-3244 |  |
| AUI       | 国大使館             | japan.go.jp/itprtop_ja/index.html | 02-02/3-3244 |  |

#### Ⅱ. 防犯の手引き

#### 1. 防犯の基本的心構え

犯罪や事故にご自身が遭う・巻き込まれるといったことにならないよう、普段から安全の「心構え」を持つことは大切です。お住まいの地域で発生する犯罪の傾向や、防犯のため日常生活で心掛ける事項を時々お読みになり、「自分の身は自分で守る」という自覚を持つことや、いざという時に適切な対応をとることで、ご自身の被害を防ぎ、または被害を小さくすることができます。

安全の心構えはもちろんのこと、連絡を常に取れるようにするなど、万が一に備えた準備をしておきましょう。携帯電話に警察や親類などの緊急連絡先を入れる、最寄りの警察所や病院の場所を確認しておく、ご自宅などにおいて防犯設備を整えるといったことも重要です。

#### 2. 犯罪発生状況

#### (1) 犯罪発生件数及び発生率

次表は、豪州統計局と日本の警察庁が発表した資料を基に「ACT等の主要罪種別の犯罪発生件数及び発生率」を示しています。豪州全体の情報に併せて、ACTと日本の犯罪発生率を表示して相互の比較ができるようにしておりますのでご活用ください。

|     |       | ACT      |         |               | 豪州     |            |               | 日本    |       |          |  |
|-----|-------|----------|---------|---------------|--------|------------|---------------|-------|-------|----------|--|
| 罪   | 八八    | コ約 42 万ノ | ()      | (人口約 2500 万人) |        |            | (人口約1億2600万人) |       |       | ٤        |  |
| 種   | 発生件数  | 発生率      | 上昇率     | 発生件数          | 発生率    | 上昇率        | 発生件数          | 発生率   | 上昇率   | 日本の      |  |
|     | 件     | %        | %       | 件             | %      | %          | 件             | %     | %     | 比較倍      |  |
| 殺人・ |       |          |         |               |        |            |               |       |       |          |  |
| 殺 人 | 3     | 0.001    | -66.67  | 409           | 0.002  | 5.14       | 912           | 0.001 | 6.92  | 0.99     |  |
| 未遂  |       |          |         |               |        |            |               |       |       |          |  |
| 暴行  | 2,628 | 0.626    | 6.83    |               |        | 未発表        | 52,365        | 0.042 | 10.56 | 15.06    |  |
| 傷害  | 2,020 | 0.020    | 0.03    |               |        | <b>不无权</b> | 32,303        | 0.042 | 10.30 | 13.00    |  |
| 性的  | 372   | 0.089    | 14.46   | 36,318        | 0.145  | 18.82      | 8,807         | 0.007 | 38.41 | 12.67    |  |
| 暴行  | 0.2   | 0.000    |         |               | 0.1.10 | 10102      |               |       |       | 12101    |  |
| 略取  | 0     | 0.000    | -100.00 | 501           | 0.002  | -1.18      | 526           | 0.000 | 34.87 | 0        |  |
| 誘拐  | _     |          |         |               |        |            |               |       |       |          |  |
| 強   | 183   | 0.044    | -2.14   |               |        | 未発表        | 1,361         | 0.001 | 18.55 | 40.34    |  |
| 盗   |       |          |         |               | I      |            | ,,,,,,        |       |       |          |  |
| 不法  |       |          |         |               |        |            |               |       |       |          |  |
| 侵 入 | 1,827 | 0.435    | -2.40   | 160,885       | 0.644  | 6.38       | 10,627        | 0.008 | 11.70 | 51.58    |  |
| 等   |       |          |         |               |        |            |               |       |       |          |  |
| 自 動 | 992   | 0.236    | -16.00  | 60,417        | 0.242  | 9.88       | 179,888       | 0.143 | 26.21 | 1.65     |  |
| 車盗  |       |          |         |               |        |            | -,            |       |       |          |  |
| 他窃  | 6,804 | 1.620    | -4.71   |               |        | 未発表        | 303,807       | 0.241 | 14.48 | 6.72     |  |
| 盗   | 3,201 |          |         |               |        | -1-552     |               |       |       | <u>-</u> |  |

表:2023年のACT等の主要罪種別の犯罪発生件数及び発生率(※)の推移

出典:オーストラリア統計局「RECORDED CRIME-VICTIMS (2021)」及び日本警察庁「犯罪統計」

※「発生率」は、罪種別に人口あたりの犯罪発生率(発生件数÷人口×100)を表し、「上昇率」は、罪種別に前年度からの増減を表し、ACTと日本の比較においては、ACTの犯罪発生率が日本の犯罪発生率の何倍かを表しており、治安状況を比較する目安となります。ただし、日本と豪州とは法律、法の解釈、細部犯罪種別が異なり、<u>統一基</u>準で作成されたものではありませんので、あくまでも目安として捉えて下さい。

#### (2) ACTにおける犯罪の傾向と対策

ACTでは豪州全体と比較して、全般的にほぼ同様の数値となっておりますが、日本の犯罪発生率と比較しますと、高い数値となっています。特に強盗、暴行傷害、性的暴行、不法侵入等の発生率が日本に比べて非常に高くなっており、2023年では、暴行傷害事件や性的暴行事件についても前年と比べると増加しています。冬よりも夏、昼間よりも夜間に発生する場合が多いですが、季節や時間を問わず、不在時は家のドアや窓の鍵を閉める、車の中に貴重品を放置しないなど常日頃から安全対策を講じる必要があります。以下は具体的な注意事項ですので、みなさまの日常の安全対策にご活用ください。

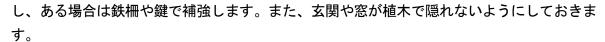
#### 3. 防犯のための具体的な注意事項

#### (1) 住居において

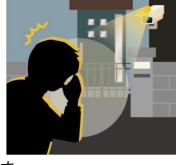
- ア. 住居を選ぶ際は、できる限り安全な地域を選ぶようにします。
- (ア) ACTでは地区(Suburb という)毎にそれぞれの特色があり、初めて訪れる際は危険な場所かどうかの判断が難しいため、長く住んでいる人などに確認すると良いでしょう。一般的にはCity(Civic)周辺、Belconnen、Tuggeranong等にある大型ショッピングセンター及び各Suburbの中心(Shops)周辺は便利な反面、犯罪発生率が高くなっています。
- (イ) ACT Policing のホームページは地区ごとの犯罪発生数が一覧表示されていますのでご 活用ください。(右図)

https://police.act.gov.au/crime-statistics

- (ウ) A C T 内の街灯は、必要最小限の明度になっており、住居内の照明も日本に比べて明度が低いため、夜間でも十分な明るさがあるかを確認しておきます。
- イ. 防犯面を確認する際は、まず家の外周から庭や建物を 見回し、外から簡単に侵入できるところはないか点検



- ウ. 家の前に住所番号表示があるか確認し、緊急時、警察が家をすぐ発見できるようにします。
- エ. 庭や玄関周辺に、荷物、遊具、道具など盗まれやすい物を放置しないようにします。
- オ. 防犯対策として、屋外にはセンサー式防犯灯(センサーライト) や監視カメラの設置、家のドアや窓の開放でアラームが鳴るといった警報装置の設置が最適です。また、警備会社のステッカーや「猛犬注意」等のプレートを人目につき易い場所に貼るのも良案です。
- カ.ドアや窓の鍵は複数設置し、訪問相手を確認できるようチェーンや覗き穴を備え付けるのも良いでしょう。鍵の紛失や盗難の疑いがある場合は早めにドアノブごと取り替えるなどの処置をします。
- キ. カーテンやブラインドを設置し、家の中が外から確認できないようにします。貴重品を窓やドアから見える所に置かないようにします。
- ク. 緊急電話番号(「OOO」等)を見える位置に掲示し、携帯電話にEmergency Plus」というアプリをダウンロードしておくことで、万が一の際、迅速な対応が出来るよう準備しておきます。
- ケ. 緊急時にサイレンを発する機器や照明機器を手の届く所に準備しておき、 いざという時に家の外に出るための経路をなるべく2つ以上確保しておき ます。





#### (2) 外出時において

- ア、屋外や公共の場所においては、安易に見知らぬ人の誘いにのらないようにします。
- イ. レストラン、パブ等では、薬剤を入れられることもあることから、見知らぬ人から提供された飲料や食べ物は口にしないようにします。特に夜間に若者が集まるパブ周辺では、酒に

酔っての喧嘩や言いがかり、薬物常習の不審者がいる可能性があるため注意します。

- ウ. 携帯電話の使用時やイヤホンで音楽を聞く際に無防備とならないよう、周囲の状況にはよく気を配ります。
- エ. バッグを持って歩く場合は、盗られないようなるべく体の前側で持ちます。通行する車や 自転車に十分気をつけ、盗られて困る貴重品は分散して身に離さず携行します。なお、ショ ルダーバッグを肩から斜めに掛けるのは、容易に奪われることが少ない反面、引きずられて 怪我をする危険があります。
- オ. 多額の現金や貴重品は持ち歩かず、もし持つ必要があっても、人目につかないように注意 します。高級時計や装飾品は、目的地に着いて装着するなど盗難防止の工夫をします。
- カ. 非常用アラーム等防犯グッズを携行し、万一の際に使用できるようにしておくのも良い でしょう。
- キ. 人気(ひとけ)のない場所には行かないようにします。特に夜間は路上での窃盗を警戒し、 2人以上で行動するよう心掛けます。
- ク. 公共バス利用時は運行スケジュールを確認しておき、バス停での待ち時間を少なくします。 バスに乗客がほとんどいなければ、なるべく運転手の近くに座り、単独で狙われる危険を少
  - なくします。乗車料金を支払う際はなるべくカードを使用し(※)、もし現金の場合はポケット内に財布とは別に用意しておき、バス停や車内で財布を出さないようにします。また、2019年4月からGungahlin と City を結ぶライトレールが運用を開始しており、乗車される際は、荷物をなるべく身体から離さないようにし、スリ等の被害に十分注意してください。



※:乗車に便利な「MyWay」カード(右図)がショッピングセンターや雑貨店・新聞屋(News Agency等)で売られ、運賃が通常より安くなる他、現金を持ち歩く必要がないので安全です。MyWay+というアプリをダウンロードすると、携帯電話での乗車が可能です。

https://www.transport.act.gov.au/tickets-and-myway

- ケ.見知らぬ人につけられていると察知した際は、最寄りの店等に一時的に入り様子を見ます。
- コ. 買い物中や銀行ATMでは、銀行カードやクレジットカードが読み取られる(スキミング) ことのないよう、不審な機器がカード挿入口に取付けられてないか注意し、暗証番号の入力 時は、手やバッグで入力ボタンを覆い、店員や周囲の人に見られないようにします。

# (3) 車を運転する場合において

ア. 車上荒らし防止のため、バッグ、携帯電話、財布等 の貴重品を車内に放置せず、やむを得ない場合は、後 部トランク等に入れて車外から見えないようにして おきます。その際、荷物をトランクに保管する場合は、 覗き見されていないか周囲を確認して収納します。過



去には、信号待ちの停車中に無理矢理ドアを開け、助手席に置いてあったカバンを盗む事件 が発生していることから、十分注意してください。

イ. なるべく、防犯カメラが設置され、管理の行き届いた駐車場を利用します。可能であれば 付近が明るく、利用者が頻繁に通る場所に駐車します。人気の少ない路上に駐車した場合、 浮浪者に絡まれる被害も発生していることから、やむを得ず駐車する場合は、周囲の状況に 十分注意します。一方で、集合住宅における地下駐車場でも車上荒らし被害は発生しており ます。一見管理が行き届いている様に見えるこうした駐車場においても施錠を確実に実施し、 車から離れる際は、車内に貴重品を保管しないようにしてください。

- エ、車には盗難防止警報装置等の防犯機器を備えつけると良いでしょう。
- オ. 給油等で一時的に車から離れるときは、短時間であっても、ドアをロックする習慣を身に つけます。
- カ. 郊外では、給油所が少なく営業時間も短いことから、遠距離を移動する場合は、残燃料を こまめに確認し、早めに給油しておきます。また車には飲料水を備えておきます。
- キ.ヒッチハイカーは逆に車を乗っ取られる可能性もあり、安易に同乗させないようにします。
- ク. 車上荒らしを狙う犯人は、公共の駐車場に停められている車の中を常に見て回っています。 バッグ、箱、コートなどを放置し、「車内に何かある。」と思わせるような環境を作らないよ う十分に注意してください。
- ケ. 以下 ACT Policing が周知している、車上荒らしの予防策について記載します。
  - 〇たとえ数秒車からはなれるのであったとしても、車をロックする。
  - ○駐車する時は、車の窓はすべて閉めること。
  - ○財布、携帯電話、タブレットなどの貴重品は、たとえロックしたとしても車内に置かない。
  - ○車検証や貴重品はグローブボックスに入れない。
  - ○スペアキーや車庫のリモコンは車内に置かない。
  - ○可能な限り、車道や路上ではなく、ガレージや裏庭、カーポートへ駐車する。
  - ○夜間に外出する際は、駐車場所に注意し、安全な駐車場や明るい場所を選定する。

#### (4) 犯罪に遭遇した場合において

- ア. 不幸にも犯罪に遭遇したら、まず身の安全を第一に考え、逆らわずに犯人を刺激しないよう注意します。(犯人の狙いは、ほとんどの場合、金品です。)
- イ. 帰宅時、家の中に不審な点 (不審者、物音など) を察知した場合は、決して中に入ることなく、安全な場所に移動し、状況により警察へ通報します。
- ウ. 不審者を発見した場合には、特徴(服装、髪の色、肌の色等)を記憶しておきます。また、 不審者が車を使用している時には、車種や色、登録ナンバーも出来る限り記憶します。
- エ. 公共交通機関利用時に不審者や不審物を発見した場合には、特に不審者の行動を刺激しないよう注意し、状況が許す限り、なるべく速やかに乗務員もしくは運転手に通報します。
- オ. 命の危険を感じた場合は(000 トリプルゼロ)に電話をし、直ちに命の危険がないとする 犯罪に遭遇した場合は(134-444)に連絡をしてください。

#### (5) 日常生活

- ア. 家の防犯状況を常日頃から見直し、近隣の人とは日常から信頼関係を築いておきます。
- イ. 突然の予期せぬ訪問者があった場合、安易に扉を開けず、訪問目的を質問する、身分証明 書を提示させる、などして安全かどうかを確認します。
- ウ. 訪問者の行動や態度がおかしいと判断した時は、躊躇なく警察に通報し、助言を得ます。
- エ. 郵便物や新聞、ゴミ収集箱を外から見える所に長期間放置し、不在であることを察知され

磁石

DO NOT

ないようにします。

- オ. 長期旅行で家を不在にする際は、特に普段よりも防犯対策を講ずるようにします。
  - (ア) 施錠を確実にし、タイマー式スイッチを使用した電灯の点灯・消灯、ラジオの作動などにより不在だと思わせないようにします。
  - (イ)近隣者に一声掛けておき、親しい知人や家主に も時々点検してもらいます。
  - (ウ)ドアや窓の開放でアラームが鳴るといった防犯機器がある場合は、作動させておきます。
- カ. 居住する地域に防犯組織などがあれば参加し、連絡できるようにしておきます。
- キ. 要すれば、貴重品には盗難保険を掛けておきます。
- ク. 女性一人のみで居住している場合は、留守番電話の録音メッセージを友人、親族等の男性 音声で応答メッセージを録音するなど、狙われない工夫をします。
- ケ. 電話の契約で、電話番号帳 (White Page 等) への記載を行わないようにし、オレオレ詐欺や 架空請求等の詐欺を防止します。
- コ. 訪問販売は、通常、平日午前9時~午後8時、土曜午前9時~午後5時の間のみ許可されています。その他の時間及び日曜・祝日は事前連絡が必要であり、事前連絡のない来訪者には特に注意が必要です。また、「Do not knock sign」の掲示で訪問販売を拒否できます。

https://www.accc.gov.au/publications/door-to-door-do-not-knock-sign

サ. ACTに所在する緊急サービス局による緊急警報システムについて 山火事や、危険性の高い事件、テロや射撃事件などが発生した場合、緊急サービス局は以下 の番号表示によりSMSで警報を伝達することがあります。

#### 0444 444 444

この番号を「緊急警報」等としてご自身の携帯電話等に保存されることを推奨いたします。

#### 4. 交通事情と事故対策

#### (1)交通事情

- ア. 車は日本と同様に左側通行で、ACT内の道路は比較的広く、交通量も出勤・帰宅時間帯 (午前8時半頃~9時頃及び午後5時頃~5時半頃)を除き、渋滞は多くありません。
- イ. 制限速度はハイウェイ 100km/h、主要幹線道路 80km/h、住宅地 50km/h (一部 60km/h)、学校の前(通学時間帯) 40km/h で、日本よりも比較的に高速です。

ウ. 市街地と郊外を問わず、信号機の他に「Roundabout (ラウンドアバウト)」と呼ばれるロータリー式の交差点が多いため、

進入の際には 40km 以下に減速し、 徐行又は一時停止を します。運転手から 見て右側の車両に優

先権があります。



前方にラウンドアバウト有り ラウンドアバウト内の車を優先



- エ. 交差点において、正面の信号が赤であっても、左折レーン がある場合や、一時停止後の左折可能標識がある場合には、左折が可能となっています。
- オ. A C T 内主要幹線道路以外は照明設備が少なく、また場所によっては照明が全くない道路 もあるなど、夜間等で視界が良くない道路もありますので注意が必要です。
- カ. 幹線道路では、スピード超過, 飲酒・酒気帯び運転、麻薬服用運転、自動車・免許証の登録確認等、頻繁に覆面パトロールなどによる取り締まりが行われています。また, 繁華街や主要施設周辺では, 交通指導員による駐車違反の取り締まりも頻繁に行われています。万が一こうした路上で活動している、赤または青の緊急表示を点滅させている車の横を通貨する際は、時速 40km まで速度を減速させない場合、罰金等に課せられますので注意が必要です。
- キ. 2024 年 2 月から、運転時においてスマートフォンなどの携帯端末を操作した場合、罰則の対象となっています。速度メーターのカメラに続き、ドライバーが保有するスマホ等の端末(ひじ掛けやシフトレバー付近に置かれているスマホ等の端末も含む。)の光等に感知するカメラも設置されていることから、運転をする際はこうした端末をシート付近に放置することのないよう、バッグなどにしまうなど注意してください。なお、フルライセンスを所有するドライバー(注:「L」プレート及び「P」プレートを要しない者)については、携帯電話ホルダー等の様なアタッチメントに確実に取り付け、走行中に操作をしない条件で(音楽のスキップやナビの操作等含む。)、ナビゲーションツールや音楽ツールとしてスマートフォンを使用することが認められています。細部は、以下のサイトを確認してください。

https://www.cityservices.act.gov.au/roads-and-paths/road-safety/mobile-distraction

#### (2)交通事故の現状・原因・対策

- ア. 交通事故(交差点での自動車同士の衝突・接触事故,単独事故)が通勤時間帯を主に、頻 繁に発生しています。
- イ. 特に夕方から深夜、休日に、飲酒・酒気帯び運転をしている車が増加します。車線をまたいで走行、フラフラしている車両には近づかないように注意しましょう。
- ウ. 交通事故の主な原因は「速度超過」と「不慣れな運転」が挙げられています。制限速度が 比較的高速で、交通量が少なく道路幅が広いという道路事情から、制限速度以上で運転しが ちになり事故に至ることが多いようです(制限速度の厳守)。また、オーストラリア各州の 交通法規を十分に熟知せず、ラウンドアバウトなど日本とは異なった道路の交通形式に慣 れないまま車を運転し事故に至ることも多いようです。従って、交通法規を習熟し、運転に 慣熟するまで助言者に同乗してもらうことをお勧めします。

- エ. 幹線道路の脇には、自転車専用の走行帯があり、自転車を巻き込む事故が多く発生しています。交差点や車線変更時は車・歩行者だけでなく、自転車にも注意を払いましょう。自転車を追い越す場合は、走行している自転車と 1~1.5m の物理的距離の確保が求められます。
- オ. 夜間、車を運転する際は、カンガル一等の夜行性動物が道路を横断したり、車のライトに 向かい飛び出したりするので注意が必要です。ハイウェイでは、動物の死骸が道路上に放置 されていることもあり、衝突は大事故に繋がるため、前方を注意して見ることが大切です。
- カ. 交通事故の際は、警察の立会いが必要な場合と必要でない場合があります。次ページに記載の「万一事故を起こしてしまったら」は、コピーして車に筆記具とともに積んでおくなど、いざという時にご活用ください。

#### ~万が一事故を起こしてしまったら~

- ① 事故の際は、まずは周りの安全と怪我の状況を確認し、人命救助を第一に考えます。
  - 道路上に散らかった障害物などがある場合は取り除き、事故の2次災害を防ぎます。
  - ・車を停め、負傷者がいる場合は「000(スリーゼロ)」に電話し、救急車(Ambulance)の出動を要請します。車内に閉じ込められて出られない人がいる場合は消防(Rescue)に出動を要請します。
- ② 以下の個人情報を事故相手と交換します。

| 氏名:    | 住所:   | 電話番号:     |
|--------|-------|-----------|
| 免許証番号: | 車種・色: | 車番(Rego): |

- ③ 今後の問題発生時に備え、目撃者(証言者)がいれば名前と連絡先を教えてもらいます。
- ④ 警察及び保険会社に連絡します。
  - ・加害者・被害者ともに24時間以内に警察に報告することが法律で義務づけられています。
  - ・致命傷や救急車等による輸送が必要な人身事故、交通渋滞を引き起こす可能性のある事故、示談に至らないケース、事故当事者が飲酒や薬物を使用した疑いのあるケースにおいては、警察を現場に呼んで立ち会ってもらいます。
  - ACTに所在の各警察署の情報は以下のとおりです(電話番号は共通です)。

| 警察署                          | 住 所  | 電話      |
|------------------------------|--|---------|
| ACT Policing Headquarters    | Cnr College Street and Benjamin Way,       |         |
| (Winchester Police Centre)   | Belconnen ACT 2617                         |         |
| Belconnen Police Station     | Cnr Benjamin Way and Market Street,        |         |
| berconnen Fortce Station     | Belconnen ACT 2617                         |         |
| City Police Station          | 16/18 London Circuit, Canberra ACT 2601    | 131-444 |
| Gungahlin Joint Emergency    | Cnr Gozzard Street and Anthony Rolfe       |         |
| Services Centre              | Street, Gungahlin ACT 2912                 |         |
| Tuggeranong Police Station   | Cnr Soward Way and Anketell Street,        |         |
| ruggerationg Fortice Station | Greenway, Tuggeranong ACT 2900             |         |
| Woden Police Station         | Cnr Callam and Wilbow St, Phillip ACT 2606 |         |

・警察の立会いを要しない場合は、出来る限り現場の状況が確認できるよう携帯電話等に画像を保存します。24時間以内にインターネット(下記リンク)から事故報告をします。

https://www.police.act.gov.au/report-and-register/report-collision

・インターネットでの報告では、下記の情報の入力も必要になりますのでメモをとっておきます。

| 事故発生日時: | 場所: |          | 道路の状態: |
|---------|-----|----------|--------|
| 車の運転状況: |     | 事故がどのように | 発生したか  |

●ACTには野生動物が多く生息しています。もし、カンガル一等の野生動物と接触してしまった場合は、人身事故等と同様に、自身の安全を確保するとともに、以下の対応を取ることに努めてください。

#### ① 保険会社へ連絡

自身が契約する任意保険会社へ連絡、状況の説明と修理及び代車の手配。事故車で走行する場合は、道路交通法違反の対象になりかねませんので、保険会社のアドバイスに従ってください。

#### ② アクセス・キャンベラへの通報及び届け出の申請

当地では、人身事故だけでなく野生動物保護の観点から、動物と接触事案が発生した際については以下の電話番号へ通報し、各種報告手続きを取ることが定められています。

 $\underline{https://files.access can berra.act.gov.au/legacy/4188/Crash\%20 reporting.pdf\#:^:text=lf\%20 there\%20 is\%20 debris\%20 or\%20 oil\%20 on\%20 the, your\%20 report\%20 to\%20 assist\%20 with\%20 any\%20 insurance\%20 claims.$ 

電話番号:132281

#### 5. テロや誘拐等の脅威について

#### (1) 豪州におけるテロ情勢

豪州政府が公表しているテロ警戒レベルは、2024年8月をもって、全体で5段階のうち下から3番目の「蓋然性がある(PROBABLE)」となっています。この引き上げは、特定の事案や過激主義に基づくものではないとするも、幅広い過激主義や世界情勢に感化される国民の増加に対する警戒の意味が込められているとされています。治安当局は、テロ容疑者、豪州国内を危険に陥れる計画摘発に引き続き取り組んでいます。

移民国家である豪州の中には、過激派組織「イスラム国(ISIL)」をはじめとする海外のテロ組織の影響を受け、これらに対して資金・物資調達等の後方支援を行う者や、自ら紛争地域に渡航してテロ組織とともに戦う、いわゆる外国人戦闘員となる者が存在しています。近年は、SNSを通じて海外の情勢や過激思想に共鳴して国内で過激化する、ホーム・グローン・テロリストの問題が発生しており、さらには若者を対象としたオンラインゲームを通じてテロの様相を再現し感化させる動きや、子供たちにテロ組織へ勧誘する動きがあるなど、治安当局は警戒感を強めています。

豪州政府は、引き続きテロ容疑者の摘発を推進し、連邦議会議事堂や警察等政府関係施設の警備を強化するとともに、若者の過激化防止対策に力を入れています。また、大規模なイベント等における混雑場所でのテロ未然防止対策を推進しています。

#### (2)誘拐事件の発生状況

豪州では、多額身代金目的の誘拐事件や政治的背景を有する誘拐等事件の発生は報告されていません。しかしながら、特に夜間の一人歩きや目立つ服装・行動をしない、用心を怠らない、 行動を予知されない、周囲の不審者・不審物に注意を払うなど、万が一に備えた予防策を講じることが大切です。

#### (3) 日本人・日本権益に対する脅威

2024年中、豪州において我が国及び日本人を狙ったテロの脅威は、特段認められていませんが、テロによる日本人の被害は、シリアやアフガニスタンといった渡航中止勧告や退避勧告が発出されている国・地域に限りません。テロは、日本人が数多く渡航する欧米やアジアをはじめとする世界中で発生しており、これまでにもチュニジア、ベルギー、バングラデシュ、スリランカ等においてテロによる日本人の被害が確認されています。近年では単独犯によるテロや一般市民が多く集まる公共交通機関等(ソフトターゲット)を標的としたテロが頻発していることから、こうしたテロの発生を予測し未然に防ぐことが益々困難となっています。

このようにテロはどこでも起こり得ること及び日本人が標的となり得ることを十分に認識し、 テロの被害に遭わないよう、外務省海外安全ホームページや報道等により最新の治安情報の入 手に努め、状況に応じて適切で十分な安全対策を講じるよう心がけてください。

また、我が国の捕鯨政策に反対する環境・動物愛護団体等が、これまでシドニー、メルボルン、ブリスベン等大都市において小規模ながらもデモや抗議活動を行ってきました。2018年9月には、我が国の商業捕鯨再開の動きに抗議するため、当館前でデモが行われました。2020年以降、当地メディアで日本のEEZにおける商業捕鯨を取り上げる機会が減少してはいるものの、環境・動物愛護団体等による抗議活動が引き続き当館へも行われております。そ

の他の抗議活動として、2022年1月末から3月末までの2か月に亘り、新型コロナウイルス感染症に関連した、ワクチン接種義務化に反対する活動が起こり、逮捕者が出る事案も発生していることと、2023年10月のイスラエル・ハマス間における紛争以降はキャンベラ内において、毎週市街地において集会、行進が発生しております。抗議活動が行われている現場には近づかないようにするとともに、仮に抗議団体等から直接的に抗議を受けた場合には、冷静に対応し、警察に通報するなど、十分な注意が必要です。



※日本の捕鯨活動に対する抗議活動



※Freedom of Convoy to Canberra

#### 6. 日常生活における注意事項

# (1) 危険な動植物について

犯罪やテロから身を守ることは大切ですが、ACT内外の自然の中には、人の生命を脅かす、 日本にはない独特な生き物や植物が存在します。以下はその一例ですが、興味本位で触ったり

近づいたりすることのないようにすることが大切です。

ア. 蛇(へび):ブラウンスネーク(brown snake) /ア カハラクロヘビ (red-bellied black snake)

ネズミ等を常食とすることから草地や家の裏庭 など人の身近な場所に現れ、排水溝などに忍び込み 詰まりの原因になることがあります。裸足でいると



足を噛まれることもあり、ズボンや靴を履いて防止します。アカハラクロヘビは小川や河原にいるので、アウトドアなど外で発見することがあります。もし噛まれた場合は、毒が体に回り内臓や全身が麻痺するなど致命的な症状を防ぐため、動かさずなるべく安静にし、受傷箇所より心臓寄りの部分をバンドで固定して救急車等で病院に急行します。

#### イ. 蜘蛛(くも):セアカゴケグモ (red back spider)

オスは体長 3~5mm (脚は含まない)、メスは体長 1~2cm の小さな蜘蛛で、雨に濡れるのを嫌い、バーベキュースタンドや植木鉢、公園の遊具の裏側に巣を作ります。見えないところにいるため、うっかりと指を伸ばして刺されたり、靴の中にいるのに気付かず足を入れて刺されるケースがあります。メスが表を持っており、まし刺された場合は



す。メスが毒を持っており、もし刺された場合は、激しい痛みと腫れ、発汗・発熱の症状が

あるので、医療機関を受診した方が良いでしょう。

ウ. 蟻(あり): キバハリアリ(bull ant)

体長は 8mm から大きいものは 4cm にもなる蟻で、草地の 土の中や木や岩石の下に巣を作ります。大きなアゴを持ち、 アゴで相手を挟んで蜂のようにおしりの毒針で刺します。 毒針は蜂のように刺した後に相手の体内に残ることはな



く、何度でも刺すことができ、刺されるとかなりの激痛があります。巣を壊したり踏みつけたりすると、攻撃的になり集団で襲いかかってくるため、あまり巣には近づかないようにするなど注意が必要です。

エ. 鮫(サメ):ホオジロザメ(great white shark) 豪州は鮫による死傷といった被害が多く報告され ております。世界では毎年 100 件以上の被害が発生 していますが、その半分ほどはホホジロザメによる ものです。海水浴やマリンスポーツを行う際は、監視 員がいる整備された海水浴場を選び、旗と旗の間を



泳ぐようにした方が無難です。海の中では、派手な水着を避け、集団で行動した方が狙われ にくく、もし近くに鮫を発見した場合は、鮫を刺激せず、他に注意をそらすため、しぶきを 立てずに静かに行動した方が良いでしょう。

オ. 鳥:マグパイ (magpie), ツチスドリ (peewee)

10~12 月の春になると、白黒色のカラスに似たマグパイという鳥が繁殖期を迎え、自転車に乗る人やランニングを楽しむ人に襲いかかる(swoop)ことがあります。全てのマグパイが人に襲いかかるわけではありませんが、巣やひな鳥を守るための本能的な行動と見られています。クチバシで正面から襲われて目を失明するといった被害も出ているため、ご自身の身を守るために、以下にご留意ください。



- ●マグパイの巣の近くを通過する場合は走らず、しかし速やかに移動する。
- ●なるべく同じルートを避ける。
- ●傘、帽子、ヘルメットで頭を守る。
- ●目を保護するためにめがねやサングラスを着用する。
- ●付近のマグパイから遠ざかる際にはマグパイを見ながら後ずさりする。マグパイは見られていると意識すると急降下する可能性が低くなる。
- ●ペットがマグパイを攻撃すると、飼い主に対する急降下攻撃の原因になりかねないので避けるようにする。
- ●自転車やリュックサックに旗などをつけるとともに、鳥の巣の近くを通過する場合は、自 転車に乗らず歩く。

◇なお、鳥の巣を勝手に除去すること等は、法律で禁じられています。マグパイの急降下等でお悩みの方は、Access Canberra(電話 13 22 81)にお電話でご相談ください。

◇マグパイに襲撃された場所を報告し共有することができる「Magpie Alert」というウェブサイトもありますので、参考情報として、ご紹介いたします。

https://www.magpiealert.com/

#### カ. 毒キノコ:タマゴテングダケ (death cap mushroom)

2~4月の夏から秋になると、公園や庭先など 至るところでキノコが生えているのを見かけます。ACTでは、毒キノコで死亡する事案が過去4 件発生しており、野生のキノコに触らないよう呼 びかけています。毒キノコを摂取する事案の9割 以上がタマゴテングダケによるものと言われてい ます。タマゴテングダケは、ブナやコナラなど落葉 樹の近くに生えることが多く、傘がオリーブ色か



時折、薄茶色、裏側のひだは白色、柄(え)は白色でつばがあり、かすかなアンモニア臭がします。強い毒性を持ち、調理をしても毒性は排除できず、食後24時間程度で腹痛やめまい、吐き気、下痢などを引き起こし、その後、肝臓不全から死に至ります。タマゴテングダケ1本が致死量の毒を持つと言われており、見分けが困難なため、野生キノコには近づかず採取しないなどの注意が必要です。

#### (2) 習慣の違いによるトラブル (子の居所の移動が犯罪になる場合)

豪州においては、18歳未満の子に対する親権は基本的に両親の双方が行いますが、家庭裁判所において子の養育に係る家裁命令(Parenting Order)が審理中、或いは、親権が家庭裁判所により既に他方の親に与えられている場合には、日本人親が他方の親の書面による同意や家裁命令に依らずして、無断で自分の子を連れて日本に帰国したりすると、豪州においては犯罪となり、最大3年までの懲役刑となる可能性があります。また、このような場合には、第三国への入国の際にも、子を誘拐した犯罪被疑者として逮捕される可能性があります。

#### (3) 森林火災 (Bush Fire) について

#### ア Bush Fire を知らせるアプリについて

豪州では、自然災害が時折発生しており、特に10月から3月にかけては森林火災(Bush fire)が各地で発生しています。森林火災が発生した場合には、周辺空港の航空機の運航停止や道路閉鎖等、交通機関に影響を及ぼすだけでなく、人命や家屋に被害が及ぶ可能性がありますので、天気予報やニュース等で最新情報を入手するよう努めてください。

最近では、"Fires Near Me" 等のスマートフォン・アプリにより、周辺で発生した森林火災情報を掌握することも可能となっています。



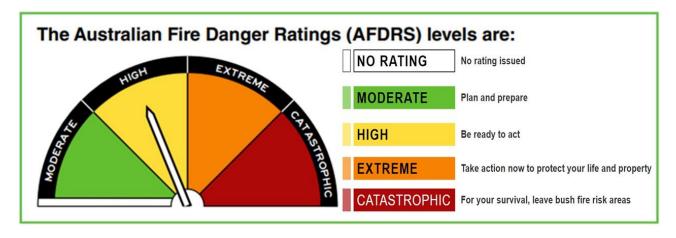




※NSW 州を対象としたアプリ ACT は、地域的に NSW 州内に位置する。

#### イ Fire Rating System について

2022年9月1日から、豪州全土において Bush Fire の危険度を知らせる表示が統一化されました。これまでは6段階でクラス表示されていたものが、4段階になり、分かりやすい表示となりました。



The five fire danger ratings levels:

- No Rating 避難等コミュニティの安全を脅かすリスクが低い
- Moderate: Plan and prepare リスクがやや高い(避難計画の準備段階)
- High: Prepare to act リスクが高い(行動できるように準備が必要)
- Extreme: Take action now to protect your life and property. 直ちに行動する必要がある
- Catastrophic: For your survival, leave bush fire risk areas. 直ちに該当地域から避難する

#### ウ Australian Warning System(AWS)について

豪州の各州等共通の災害警報システムとして、豪州政府ウェブサイトや、国営放送局である ABCニュースのウェブサイトから発信されるものもあります。災害はいついかなる状況にお いても発生し得るものとして、普段からチェックすることを心がけましょう。

- Australian Warning System: https://australianwarningsystem.com.au/
- ABC ニュース: https://www.abc.net.au/emergency/

#### (4)感染症について

ア. 豪州では、6月~8月にかけてインフルエンザが流行しており、感染を防ぐためにはインフルエンザ・ワクチンの接種が重要です。

- イ. 麻疹は命に関わる病気であり、感染力が極めて強く空気感染によって流行していきます。 特に学校等で子供同士の間で流行することもあるので、ワクチンの接種は重要です。
- ウ. 新たな感染症や流行病の症状が疑われる場合は、すぐに医療機関で受診してください。

#### 7. その他の注意事項

#### 豪州への医薬品の持ち込みについて

豪州では、事前に持ち込み許可が必要な医薬品と処方箋等の提示のみでよい医薬品があり、 許可が必要な場合は豪保健省の担当部署に連絡してその指示に従うこととされています。これら の説明については以下 URL のウェブサイトに掲載されていますので、ご活用ください。

日本語: https://japan.embassy.gov.au/tkyojapanese/faq\_aboutaustralia\_jp.html

英語: https://www.odc.gov.au/travellers

#### Ⅲ. 緊急事態対処マニュアル

#### 1. 平素の準備と心構え

テロ事件等の緊急事態はいつどこで起こるか予測することが困難です。ただし、駅・空港や観光地、朝夕のラッシュ時やイベント開催時など、人が多数いる場所・時間が狙われることがあります。被害を受けないためには、普段から様々な情報に目を通し、華美な服装をしたり、印象に残りやすい車に乗る等の目立つ行動を避け、人混みにはなるべく近づかない、不審者・不審物に注意を払うなど、身を守るための予防策を講じることが重要です。

前述のとおり豪州内では、森林火災や集中豪雨といった自然災害もたびたび発生しており、2 020年1月には、ACTにおいて、森林火災に関する緊急事態宣言が発令されており、実際に 避難した地域もあります。

また、外務省から提供するスポット情報や海外安全情報なども有効な情報となります。万が一に備え、情報を収集し、家族や隣人、親しい知人との間で常に連絡が取れるようネットワーク作りに心掛けるとともに、家族の集合場所や避難場所を複数決めておくのも重要です。携行品や非常用物資などは定期的に点検し、いざという時すぐに持ち出せるよう1か所にまとめて保管しておきましょう。自宅待機用の備蓄品と緊急避難用の備蓄品は分けておくことも大切です。

#### \*携行品及び非常用物資の参考

〇パスポート、現金、クレジットカード、運転免許証

〇衣類・着替え(季節に合わせたもの、長袖、長ズボン、帽子、手袋、サングラス)、履き物(行動に便利な頑丈なもの)、非常用食料(長期保存可能なもの(缶詰、ドライフーズ)、ナッツ等の高エネルギー食品、ビタミン剤、飲料水)、医薬品(家庭用常備薬、常用薬、外傷薬)、衛生品(タオル、歯磨きセット、石けん、トイレットペーパー、ゴミ袋、生理用品)ラジオ(短波放送受信可能なもの)、懐中電灯(予備電池含む。)、その他(ライター、ローソク、マッチ、多用途ナイフ、缶切り、栓抜き、紙製容器、割り箸、敷物、固形燃料、軽易な炊事用具、充電器、警笛)、乳幼児がいる場合(粉ミルク、ほ乳瓶、紙おむつ)

#### 2. 緊急時の行動

#### (1)基本的心構え

ア. 万が一の緊急事態では、まず自身の安全確保を優先して下さい。近くで銃声や爆発音が聞

こえるような状況では物陰に隠れるか、床に伏せるなど、できる限り安全な場所等に避難します。

#### イ. 爆発事件に遭遇した場合

- (ア) 爆発音を聞いたらまずその場に伏せ、戸棚や天井からの落下物が想定される場合には、 机等頑丈な物の下に潜り込んでください。
- (イ) 複数の爆発物が仕掛けられている可能性もあり、第一の小さな爆発の後に、より大きな 第二の爆発が起こり得ることに十分留意し、事件発生現場の見物等は慎み、現場から速や かに離れてください。
- (ウ) 瓦礫等の下敷きになった場合には、体力の温存にも心掛けつつ、有害物質を吸い込まないようハンカチ等(濡れた物が望ましい)で口や鼻を覆い、パイプ等を叩くなどして救援隊に居場所が分かるようにしてください。

#### ウ. 人質事件に巻き込まれた場合

- (ア) 犯人は武器を保有している場合が多く、逃亡・抵抗は極めて危険です。基本は苛立たせずに受忍する、平常心と自尊心を保ち、誠実な振る舞いに心掛けることが重要です。
- (イ) 長期間になった場合、犯人に対して、人質は信頼や共感する傾向があると指摘されていますが、抵抗することは避けつつも、犯人側に有利となるような行為や過大な情報提供は 避けるようにします。
- (ウ) 救出作戦が行われる際は、床に伏せ、動かず、声も出さないようにします。可能であれば、机の下等の安全な場所に移動し、ドア・窓の近くやオープンエリアから離れます。

#### (2)情報の把握

テレビやラジオを通じて、またACT、連邦政府機関又は当館のホームページを閲覧したり、 問い合わせたりする等して緊急事態の把握に努めて下さい。万一、上記の手段による緊急避難 場所などの情報が不明な場合は、周囲の状況に照らして安全であると判断できれば直接当館へ お越しください。

#### (3) 緊急時の NHK 短波ラジオ周波数

9625kHZ (短波放送受信可能なラジオをご準備下さい。)

#### (4) 大使館の取り組み

事件事故その他緊急事態が発生した時は、当館から当地在留邦人の皆さまに領事メールによる連絡を最大限活用し、Eメール及びSMS(ショート・メッセージ・サービス)等によりお知らせいたします。

たびレジの登録及び在留届の提出はこちらから↓↓↓↓

https://www.ezairyu.mofa.go.jp/

被害を受けた場合、もしくは被害を受けた方が周囲にいることが判明した場合は、当館にご 連絡を頂くようお願いいたします。

#### 3. 緊急連絡先

#### (1) 在オーストラリア日本国大使館

| 電話       | (02) 6273 3244(代表)  | FAX    | (02) 6273 1848(代表) |  |  |
|----------|---|--------|--------------------|--|--|
| 住所       | 112 Empire Circuit, Yarralumla, Canberra, ACT 2600, Australia |        |                    |  |  |
|          | consular@cb.mofa.go.jp (領事部)                                  |        |                    |  |  |
| Email    | emergency@cb.mofa.go.jp (緊急事態が発生し、日本大使館が緊急対策本部を設置し            |        |                    |  |  |
|          | た場合に使用いたします。)   |        |                    |  |  |
| ホームへ゜ーシ゛ | http://www.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html           |        |                    |  |  |
| 開館時間     | 平日午前9時00分~午後5時00分(土日  | 、祝祭日を除 | <)                 |  |  |

<sup>※</sup> 開館時間以外も緊急連絡が取れるように対応しています。

# (2) 生命の危険など緊急時 (警察・消防・救急の共通番号)

| 電話 | 000 (オーストラリア国内共通番号) |
|----|---------------------|
|----|---------------------|

#### (3)警察

#### ア ACT警察

| 電話         | 131 444(犯罪被害や交通事故により警察の立会いを要する場合の共通番号)            |  |  |  |
|------------|---|--|--|--|
|            | 131 237(空港で警察の立会いを要する場合)                          |  |  |  |
| ホームへ゜ーシ゛   | http://www.police.act.gov.au/ (英語, 最新の治安情報が確認できる) |  |  |  |
| Facebook   | https://www.facebook.com/ACTPolicing              |  |  |  |
| X(Twitter) | https://x.com/ACTPolicing                         |  |  |  |

#### イ Crime Stoppers (犯罪阻止ダイヤル:目撃情報等の通報先)

| 電話 1800 333 000 (匿名可能、無料、英語、24 時間対応:豪州内共通番号) |  |
|--|--|
|--|--|

# ウ National Security ホットライン(テロに関する情報の提供先)

| 電話 | 1800 1234 00 | (匿名可能、 | 無料、 | 通訳可能、 | 24 時間対応:豪州内共通番号) |  |
|----|--------------|--------|-----|-------|------------------|--|
|    |              |        |     |       |                  |  |

# (4) 消防 (緊急庁: ACT Emergency Service Agency)

|        | 13 25 00 (サイクロン、洪水、嵐、竜巻等の災害における通報先、24 時間)               |
|--------|---|
|        | (02) 6207 8609 (ACT Rural Fire Service:山火事に関する質問等、日中のみ) |
| 電話     | (02) 6205 2927 (ACT Fire & Rescue:火災、救援に関する質問等、日中のみ)    |
|        | (02) 6200 4141 (ACT Ambulance:救急について緊急時以外の患者輸送の要請)      |
|        | 13 22 81 (Access Canberra: ACT 政府への全般的な質問等、日中のみ)        |
| Email  | esahaveyoursay@act.gov.au (ACT ESA、英語、全般的な質問を受け付ける)     |
| ホームへ°ー | http://www.esa.act.gov.au/ (最新の交通事故、山火事等緊急情報が確認でき、ホー    |
| ジ      | ムページ内で日本語を選択することにより、日本語での閲覧が可能)                         |

| Facebook   | https://www.facebook.com/actemergencyservicesagency |
|------------|---|
| X(Twitter) | https://x.com/act_esa                               |

# (5) 保健省 (Department of Health and Aged Care)

| 電話       | (02) 6289 1555            |
|----------|---------------------------|
|          | 1800 020 103 (Freecall)   |
| ホームヘ゜ーシ゛ | http://www.health.gov.au/ |

# (6)病院・GP

| 総合病院     | Canberra Hospital : (02) 5124 0000           |
|----------|--|
| (救急部·ED) | Yamba, Dr, Garran ACT 2605                   |
|          | The Barton General Practices: (02) 6201 5020 |
|          | 3 Sydney Avenue L1 Se2, Barton               |
|          | Yarralumla Surgery: (02) 6282 3899           |
| GP       | 1/18 Nentham Street, yarralumla              |
| (一般開業医)  | Deakin Medical Centre: (02) 6285 2500        |
|          | 1/10 Thesiger Cr, Deakin                     |
|          | Next Practice: (02) 6185 5555                |
|          | Suite 2/4 Makin PI, Deakin                   |

# (7) 家庭内暴力関連

|      | ACT Policing Family Violence Unit(家庭内暴力専門直通): (02) 5126 9114 |
|------|--|
| 市级开签 | DV クライシス・サービス  |
| 連絡先等 | 24 時間対応の電話相談: (02) 6280 0900                                 |
|      | メールサービス(開館時間のみ):crisis@dvcs.org.au                           |

# (8) メンタルヘルスケア関連

| 連絡先等 | Lifeline(ウェブチャット等による相談サービス)                               |         |
|------|---|---------|
|      | 24時間対応の電話相談:131 114                                       |         |
|      | ウェブチャット(午後 7 時~午前 0 時): https://www.lifeline.org.au/crisi | s-chat/ |
|      | テキストメッセージ(午後 12 時~午前 0 時):0477 131 114                    |         |

# (9)観光案内関連

| 電話         | Canberra and Region Visitor Centre(CRVC) : (02) 6250 0666(日本から:+61 2 6205 0666) |
|------------|---|
| ホームへ゜ーシ゛   | https://visitcanberra.com.au/   |
| Facebook   | https://www.facebook.com/VisitCanberra  |
| X(Twitter) | https://x.com/VisitCanberra   |

# (10) 航空会社

| 社名       | JAPAN AIRLINES                     |
|----------|------------------------------------|
| 電話       | 1800 047 489(日本語)、1800 531 870(英語) |
| ホームへ゜ーシ゛ | https://www.jal.co.jp/au/ja/       |

| 社名       | QANTAS                            |
|----------|-----------------------------------|
| 電話       | 13 13 13                          |
| ホームへ゜ーシ゛ | https://www.qantas.com/au/en.html |

| 社名       | Virgin Australia                       |
|----------|--|
| 電話       | 13 67 89                               |
| ホームへ゜ーシ゛ | https://www.virginaustralia.com/au/en/ |

| 社名       | All Nippon Airways           |
|----------|------------------------------|
| 電話       | 1 800 716 823(日本語·英語)        |
| ホームへ゜ーシ゛ | https://www.ana.co.jp/ja/au/ |

| 社名       | Jetstar Australia           |
|----------|-----------------------------|
| 電話       | 131 538                     |
| ホームへ゜ーシ゛ | https://www.jetstar.com/au/ |

# (11) その他

|  | 電話 | 131 881(内務省グローバルサービスセンター) |
|--|----|---------------------------|
|  |    | 131 450(翻訳・通訳サービス)        |

| [MEMO] |      |      |  |
|--------|------|------|--|
|        | <br> | <br> |  |
|        |      |      |  |
|        |      |      |  |
|        | <br> | <br> |  |
|        | <br> | <br> |  |
|        |      |      |  |
|        |      |      |  |
|        |      |      |  |
|        |      |      |  |

|   | $\sim 4$ |  |
|---|----------|--|
| - | 74       |  |